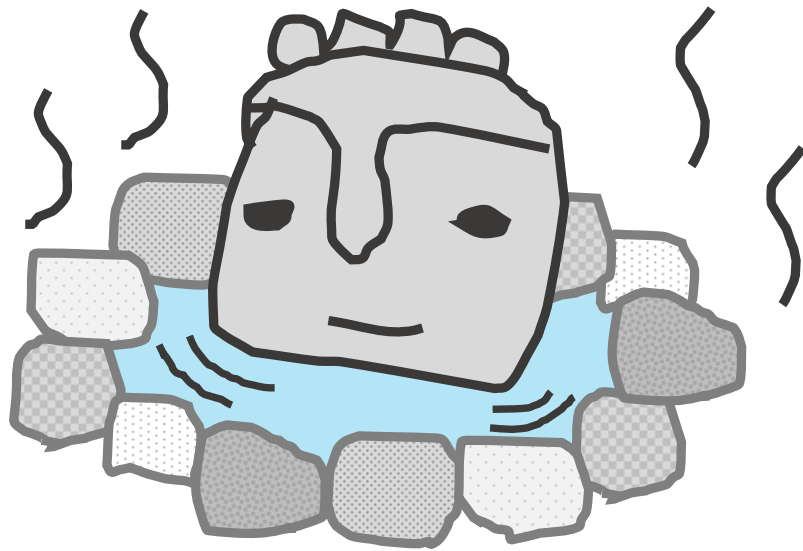


臼杵市福祉だより



- 障がいのある方への福祉施策 …P1 ～P14
- 児童のための福祉施策 …P15 ～P21
- ひとり親家庭のための福祉施策 …P22 ～P23
- 高齢者のための福祉施策 …P24 ～P31
- その他の事業 …P32
- 社会福祉協議会が行う福祉サービス …P33～P34

臼杵市福祉事務所 発行

令和 8 年度版
(2026 年度版)

この冊子は、福祉に関わるサービス等の概要だけを記載しています。
ご利用・申請を希望される場合には、必ず事前に担当課へご相談ください。
福祉に関わる制度は事前申請が原則です。事後申請は受付できません。

※この冊子には障害年金に関する記述はありません。障害年金に関することについては、佐伯年金事務所(☎0972-22-1970)へお問い合わせください。

障がいのある方への福祉施策

1. 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

手帳は、各種障害福祉サービスを受けるための基本となるものです。

身体に障がいのある方（身体障害者手帳）、知的障がいのある方（療育手帳）、精神障がいのある方（精神障害者保健福祉手帳）に交付されます。

◇申請に必要なもの

身体障害者手帳	・医師の診断書 ・写真（縦4 cm、横3 cm）
療育手帳	・最終学歴の成績表（※満18歳以上の新規申請のみ） ・写真（縦4 cm、横3 cm）
精神障害者 保健福祉手帳	・「医師の診断書」又は「障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込（支払）通知書の写し」又は「特別障害給付金受給資格者証（特別障害者給付金支給決定通知書）及び直近の国庫金振込み通知書（国庫金送金通知書）の写し」と同意書 ・写真（縦4 cm、横3 cm）

◇その他

申請した書類は、大分県こころとからだの相談支援センターに送付します。

2. 重度心身障害者（児）医療費の助成

重度の障がいがある方の医療費（保険診療分）の個人負担分（一部）を助成します。（世帯単位での所得制限あり。）

◇対象者

- ・身体障害者手帳所持者で1、2級に該当する方
- ・療育手帳所持者でA1、A2に該当する方
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者で1級に該当する方
- ・身体障害者手帳3級所持者かつIQ50以下の方で、各種医療保険に加入している方

◇申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・健康保険証
- ・通帳（原則として障害者手帳所持者本人の名義）

◇その他

- ・医療保険（国保、社保など）未加入の方は申請できません。
- ・本制度で交付された受給者証を医療機関等に提示すれば、入院通院を問わず、医療費の助成を受けることができます（一部例外あり）。

3. 在宅重度障がい者住宅改造費の助成

障がいのある方が居宅において生活するために必要な、風呂、トイレ、玄関、廊下、階段、台所、居室などの住宅設備を改造する費用の一部を助成します。

◇対象者

- ・ 1 級又は 2 級の身体障害者手帳、療育手帳の A 判定を受けている方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳所持者で 1 級に該当する方
- ・ 生計中心者の前年の所得金額が 2,000,000 円未満
- ・ 市税等の滞納のない者

◇対象工事限度額：600,000 円

- ◇個人負担割合：生活保護世帯・・・なし（公費負担 全額）
その他の世帯・・・1/3（公費負担 2/3）

◇申請に必要なもの

- ・ 改造工事見積書
- ・ 見取り図（改造前・後）
- ・ 写真（改造前）

◇その他

- ・ 『在宅高齢者住宅改造費の助成』の対象者になる方はそちらを優先してご利用ください。『在宅高齢者住宅改造費の助成』が却下になった場合、当該助成事業を申請できます。
- ・ 改造する経費について、介護保険及び日常生活用具給付事業の住宅改修費の給付がある場合は、その額を除きます。
- ・ 大分県と臼杵市で補助する事業であり、最終決定は県が行います。審査に時間を要し、緊急の改造に対応できないため、必ず事前にご相談ください。既に着工・完了している場合は受理できません。
- ・ 県が締め切り次第、当該年度の申請受付は終了となります。
- ・ 改修は年度内に完了する必要があるため、工期が年度をまたぐ場合は申請を受理できません。

4. 心身障害者タクシー料金の助成

◇対象者 ※身体障害者手帳は総合級ではなく、部分級で判断します。

- ・ 視覚障害 1、2 級
- ・ 下肢・体幹機能障害 1、2 級
- ・ 内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓）1、2 級
- ・ 療育手帳 A 1、A 2
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級

◇助成額

500 円（リフト付タクシーの場合 2,380 円）の利用券を支給（年間 24 枚）

※ 1 回の利用につき最大 4 枚まで利用できるようになりました！（R8.4～）

◇申請に必要なもの

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

5. 障害者扶養共済制度

障がい者（児）を扶養する者（加入者）が一定の掛け金を払い、加入者の死亡又は身体に著しい障がいを受けた場合に、障がい者に年金が支給される制度です。

◇対象者

身体障害者手帳（１～３級）、又は療育手帳所持者 等

◇加入の要件

- ・保護者が県内に住所を有すること
- ・加入者が65歳未満であること
- ・特別な疾病又は障害を有しないこと

6. 特別障害者手当

重度の障がいが2つ以上重複し、常時介護の必要な20歳以上の方に手当を支給します。認定された場合、申請日の翌月分から支給されます。

◇対象者

重度の障がいが2つ以上重複し、常時介護の必要な20歳以上の方

※基本的には、施設入所者（障害者支援施設、特別養護老人ホーム等）や長期入院（3か月以上連続した入院）している方などは該当しません。

※「在宅であること」が要件であるため、退院する予定であっても入院中の申請はできません。

※施設の種類によっては該当する場合があります。詳しくはお問合せください。

◇支給額：月額30,450円（R8.4～）

◇支給方法：口座振替（年4回）5月、8月、11月、2月

◇申請に必要なもの

- ・通帳（障がい者本人名義のもの）
- ・医師の診断書（下記※参照）
- ・身体障害者手帳又は療育手帳（交付されている場合のみ）

※身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、等級、障害内容等により手帳の写しのみ（診断書不要）で申請できる場合があります。要介護認定を受けていることをもって診断書の提出を省略することはできません。

7. 障害児福祉手当

心身に重度の障がいがあり、常時介護の必要な児童（20歳未満）に手当を支給します。認定された場合、申請日の翌月分から支給されます。（世帯単位での所得制限あり。）

◇対象者

20歳未満で身体障害者手帳1級、療育手帳A1又はそれに準ずる方
※施設入所者や、障害を支給時由とする年金受給者等は該当しません。

◇支給額：月額16,560円（R8.4～）

◇支給方法：口座振替（年4回）5月、8月、11月、2月

◇申請に必要なもの

- ・通帳（障がい児本人名義のもの）
- ・医師の診断書（下記※参照）
- ・身体障害者手帳又は療育手帳（交付されている場合のみ）

※身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、等級、障害内容等により手帳の写しのみ（診断書不要）で申請できる場合があります。

8. 特別児童扶養手当

心身に重度又は中度の障がいのある児童の養育者に手当を支給します。認定された場合、申請日の翌月分から支給されます。（世帯単位での所得制限あり。）

◇対象者

身体又は精神に重度又は中度の障害のある児童（20歳未満）を扶養している
父母又は養育者

※施設入所者や、障害を支給時由とする年金受給者等は該当しません。

◇支給額：重度障害児（1級）1人58,450円（月額）（R8.4～）

：中度障害児（2級）1人38,930円（月額）（R8.4～）

◇支給方法：口座振替（年3回）4月、8月、11月

◇申請に必要なもの

- ・通帳（養育者本人名義のもの）
- ・医師の診断書（下記※参照）
- ・戸籍謄本
- ・住民票（世帯全員分記載）
- ・身体障害者手帳又は療育手帳（交付されている場合のみ）

※身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、等級、障害内容、交付年月日又は判定年月日等により手帳の写しのみ（診断書不要）で申請できる場合があります。

障がいのある方への福祉施策

9. 税の減免

※身体障害者手帳→身体手帳、精神障害者保健福祉手帳→精神手帳と略して表記

種 類	内 容	対 象 者	金 額	問合せ先
所得税	特別 障害者控除	・身体手帳 1、2級 ・療育手帳 A1、A2 ・精神手帳 1級	所得 控除額 40万円	税務署
	障害者控除	・身体手帳 3～6級 ・療育手帳 B1、B2 ・精神手帳 2、3級	所得 控除額 27万円	
住民税	特別 障害者控除	・身体手帳 1、2級 ・療育手帳 A1、A2 ・精神手帳 1級	所得 控除額 30万円	市税務課
	障害者控除	・身体手帳 3～6級 ・療育手帳 B1、B2 ・精神手帳 2、3級	所得 控除額 26万円	
自動車税 軽自動車税	障がい種別、 等級により、 車の 所有者・ 使用者 に制限 があります。 手続きのため には、車検証、 通院証明等の 書類が必要です。 詳しくは県税 事務所又は市 税務課にお問 い合わせくだ さい。	<身体障がい> ・視覚障害 1～3級、4級の1 ・聴覚障害 2、3級 ・平衡機能障害 3級 ・音声機能障害 3級 （喉頭摘出の場合に限る） ・上肢不自由 1、2級 ・下肢不自由 1～6級（本人運転） 1～3級（本人運転以外も可） ・体幹不自由 1～5級（本人運転） 1～3級（本人運転以外も可） ・内臓機能障害（心臓、腎臓、 呼吸器、小腸、肝臓、免疫） 1～3級 <知的障がい> ・療育手帳 A1、A2 <精神障がい> ・精神手帳 1級	減 免	自動車税 ↓ 県税事務所 （自動車税 管理室） 軽自動車税 ↓ 市税務課

※障害者手帳を取得した「翌年の税」が減額又は免除される可能性があります。
（現在および過去の税を減額又は免除することはできません。）

※税の減額又は免除を受けるには、市税務課などでの手続きが必要です。
（障害者手帳の取得により自動的に減額又は免除されるものではありません。）

障がいのある方への福祉施策

10. 公共交通機関の運賃の割引

種 類	対 象 者		金 額	問合せ先
JR 旅客 運賃	第 1 種	身体、知的、精神障がい 児・者	片道 100km を超える区間 (普通乗車券)について 5 割引	JR 窓口
		身体、知的、精神障がい 児・者と介護者 1 名	全線(普通乗車券、回数乗車 券、普通急行券、定期乗車券) について 5 割引(小児定期に は適用されない)	
	第 2 種	身体、知的、精神障がい 児・者	片道 100km を超える区間 (普通乗車券)について 5 割引	
		12 歳未満の 身体、知的、精神障がい 児と介護者 1 名	全線(普通乗車券、回数乗車 券、普通急行券、定期乗車券) について 5 割引(小児定期に は適用されない)	
航空運賃	第 1 種	身体、知的、精神障がい 児・者	国内の定期航空路線について 割引される。割引額は各社、 各路線により異なる。 ※割引は 12 歳以上に限られ る。	航空会社 窓口
		身体、知的、精神障がい 児・者と介護者 1 名		
	第 2 種	身体、知的、精神障がい 児・者		
バス運賃	第 1 種	身体、知的、精神障がい 児・者	5 割引	バス会社 窓口
		身体、知的、精神障がい 児・者と介護者 1 名		
	第 2 種	身体、知的、精神障がい 児・者		
船舶運賃	第 1 種	身体、知的、精神障がい 児・者	5 割引 ※船舶会社によって条件が 異なり、片道 100km 以上の 旅行に限られる場合がある。	船舶会社
		身体、知的、精神障がい 児・者と介護者 1 名		
	第 2 種	身体、知的、精神障がい 児・者		
タクシー 運賃	身体・療育・精神手帳所持者		1 割引	タクシー 会社

障がいのある方への福祉施策

11. 公共料金・その他の減免・割引

種 類	対 象 者		金 額	問合せ先
有料道路 通行料金 の割引	第1種	身体障がい者が自ら 運転する場合	5割引 ※あらかじめ市福祉事務所で 手続きを行う必要があります。 ※他の割引との重複はできま せん。 ※出口有人ブースを利用する 場合は、手帳の提示が必要（県 道路公社が管理する有料道路 には ETC は設置されていない） ※ETC による割引を受ける場合 は、障がいのある方本人の名義 （未成年のときは親権者又は後 見人名義）の ETC カードに限り ます。	有料道路 事業者 （西日本高 速道路株 式会社、 大分県道 路公社）
		身体及び知的障がい 児・者を同乗させて、 本人以外の者が運転 する場合		
	第2種	身体障がい者が自ら 運転する場合		
NHK 放送受信 料の減免	身体手帳保持者、 知的障がい者と判定された方、 精神手帳保持者のいる世帯で、 世帯員全員が住民税非課税		全額免除	NHK
	世帯主が視覚障害又は 聴覚障害の身体手帳保持者、 もしくは世帯主が重度の 障がいがある方		半額免除	
郵便料金 の免税	・点字のみを内容とする通常郵 便物 ・総務省で定める基準に従い会 社が指定する施設（点字図書館 等）において発受する盲人用録 音物又は点字用紙を内容とする 通常郵便物		無料	郵便局 窓口
携帯電話 料金割引	身体・療育・精神手帳所持者が 申し込む1回線の利用料金		割引率、割引内容等は各携帯電 話会社により異なる。	各支店 ショップ

※第1種、第2種の種別は手帳に表示されています。

<身体手帳> 障がいの種別・程度によってそれぞれ第1種、第2種が規定される。

<療育手帳> 第1種：A1・A2 第2種：B1・B2

<精神手帳> 第1種：1級 第2種：2級・3級

※精神障がいがある方については、令和7年4月～JR運賃の割引が受けられるよう
になりました。精神手帳更新の際に順次種別を追記していきますが、取り急ぎ割引
制度を利用したい方は市福祉課窓口までお越しください。

12. 自立支援医療

指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則として自己負担になります。所得等に応じて負担の上限額が決められています。

自立支援医療の給付を希望される場合は、必ず市福祉課へ事前申請してください。

○更生医療の給付

身体に障がいのある方が、その障がいの部分を除去又は軽減し、日常生活能力の回復を図るために必要な医学的処置にかかる費用の一部を給付します。

例) 目・耳・肢体・心臓等の手術や血液透析治療法などの処置

※更生医療の給付を受けるには、事前に身体障害者手帳(治療を行う部位に障がいがあることが記載されたもの)を交付されている必要があります。

○育成医療の給付

身体に障がいがある児童、又はそのまま放置すると将来障がいを残すと見られる児童で、手術等の治療によって確実な治療効果が期待できる児童(18歳未満)に対し、障がい除去又は軽減し、生活能力の向上のために必要な医療費を給付します。

例) 口唇口蓋裂、心臓機能障害などの治療(入院、通院問わない)

○精神通院医療の給付

精神障がいを持ち、継続的に入院によらない精神医療(通院医療)を受ける方が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度です。

例) 統合失調症、そううつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)などの通院による精神医療を継続的に要する方

◇申請に必要なもの(※育成医療の場合、児童本人と保護者のものが必要です)

- ・健康保険証
- ・マイナンバーがわかるもの
- ・医師の診断書(自立支援医療専用)

13. 補装具の交付・修理

身体上の障がいを補うための装具の交付・修理を行います。交付・修理に要する費用の原則1割が本人（保護者）負担になります。

◇補装具の例（主なもの）

視覚障害者	眼鏡、視覚障がい者用安全つえ 等
聴覚障害者	補聴器
肢体障害者	義肢（義手・義足）、車いす、歩行器 等

◇申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・医師の意見書（補装具用） ※新規交付の場合のみ
- ・見積書

◇その他

- ・介護保険対象者（65歳以上の方及び40歳以上65歳未満の特定疾病の方）については、介護保険の給付対象である用具と重複する場合、原則として介護保険優先となります。治療用（医療用）装具とは異なります。
- ・購入後の申請はできませんので、必ず購入前に申請が必要です。

14. 軽度・中度聴覚障がい児支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならず、公的助成を受けられない軽度・中程度の難聴児に対して、補聴器購入費を助成します。（世帯単位での所得制限あり。）
購入後の申請はできませんので、必ず購入前に申請が必要です。

15. 臼杵市地域生活支援事業

無料と明記されていない事業については、基本的に1割の負担をしていただきます。ただし、所得に応じて負担上限額が定められています。詳しくはお問い合わせください。

○相談支援事業（無料）

相談支援専門員がサービス利用等の相談、病院や施設などとの連携をサポートします。

事業所名	場所	連絡先
さぽーとセンター 風車	臼杵市大字臼杵 72 番地 137 障がい者交流センターすくらむ内	0972-63-5888
相談支援センター ミット	臼杵市大字臼杵字祇園洲 17 番地 4、 17 番地 3 マンション臼杵 405 号	0972-77-4260
支援センター くれよん	臼杵市野津町大字野津市 550-1	0974-32-3311

○意思疎通支援事業（無料）

聴覚障がい者等の意思疎通を図るために手話通訳者を派遣します。

○移動支援事業

外出時の移動に対するヘルパー等による支援。

○地域活動支援センター事業

（Ⅰ型）精神に障がいのある人の相談事業や生産活動などの機会の提供（無料）
（Ⅱ型）機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを提供

○訪問入浴サービス事業

訪問による入浴の提供サービスを提供します。

○日中一時支援事業

日中において介護する者がいないため、一時的に見守りなどの支援を行います。

○障がい者スポーツ競技用装具購入支援事業

身体に障がいのある方の社会参加のため、スポーツをするために必要な競技用装具の購入費用を助成します。

◇助成限度額：36 万円

※購入費用の1割は自己負担で、40万円を超える部分は全額自己負担となります。

※購入したい装具が助成対象になるか、必ず事前にご相談ください。

障がいのある方への福祉施策

○日常生活用具給付事業

在宅の重度心身障がい者（児）及び難病患者等に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具給付事業（市事業）を行います。

給付できる用具は、障がいの内容や程度によって異なります。

◇日常生活用具一覧

視覚障がい	聴覚障がい	音声もしくは言語機能障がい
音声体温計 点字器、点字図書 点字タイプライター 暗所視支援眼鏡 拡大読書器 活字文字読み上げ装置 信号機用小型送信機 ポータブルレコーダー 情報・通信支援用具 など	屋内信号装置 ファクシミリ 情報受信装置 人工内耳 人工内耳用電池 人工内耳用充電電池	人工咽頭 携帯用会話補助装置
		知的障がい 特殊マット 頭部保護帽 特殊便器 （ウォシュレット） 火災報知器・自動消火器 電磁調理器
肢体不自由	内部障がい	難病患者等
特殊寝台 特殊マット 体位変換器 移動用リフト 入浴補助用具 ポータブルトイレ 移動・移乗支援用具 頭部保護帽 特殊便器 （ウォシュレット） 火災警報器・自動消火器 居宅生活動作補助用具 （住宅改修）など	透析液加湿器 ネブライザー（吸入器） 電気式たん吸引器 酸素ボンベ運搬車 ストマ装具 紙おむつ等 収尿器	ポータブルトイレ 特殊マット 特殊寝台 体位変換器 入浴補助用具 電気式たん吸引器 ネブライザー 移動用リフト 居宅生活動作補助用具 （住宅改修） 特殊便器 （ウォシュレット） 動脈血中酸素飽和測定器 など

16. その他

○自動車改造助成事業

身体に障がいのある方の社会参加のため、本人が運転する自動車の改造費を助成します。

◇助成限度額：10 万円 ※必ず改造前に手続きが必要です。

○医療的ケア児者非常用発電装置等整備事業

在宅で医療的ケアを受けている方について、災害による停電等の状況で生命維持を図ることを目的として、非常用発電装置等の購入費にかかる補助金を交付します。

◇助成限度額：12 万円 ※事前にご相談ください。

○精神障害者通所施設等交通費助成金

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、自宅から公共交通機関（JR のみ）を利用して障害者通所施設等に通っている方を対象とし、通所に要した料金の半額を助成します。

○大分あったか・は一と駐車場利用証制度

店舗などの車いすマーク駐車場を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方などで歩行が困難な方に大分県（臼杵市の場合、中部保健所）が共通の利用証を交付します。

◇対象者

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者
- ・要介護の高齢者
- ・難病者
- ・妊産婦
- ・けが人
- ・その他医師の診断書等により歩行困難と認められる方

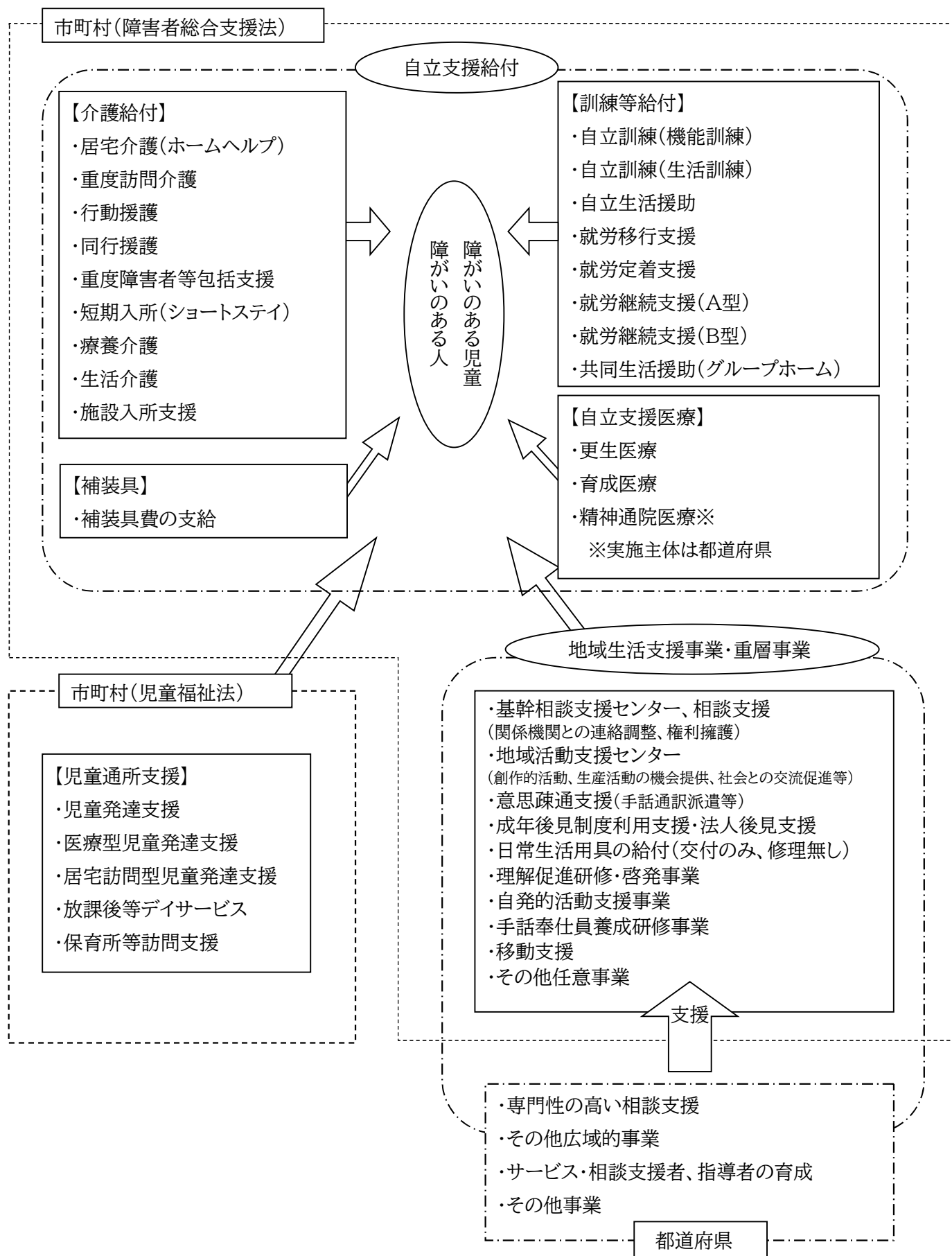
○ヘルプカード、ヘルプマークの配布

外見からわからなくても、支援や配慮を必要としていることを周囲の人に知らせる「ヘルプカード」「ヘルプマーク」を無料で配布しています。

◇対象者

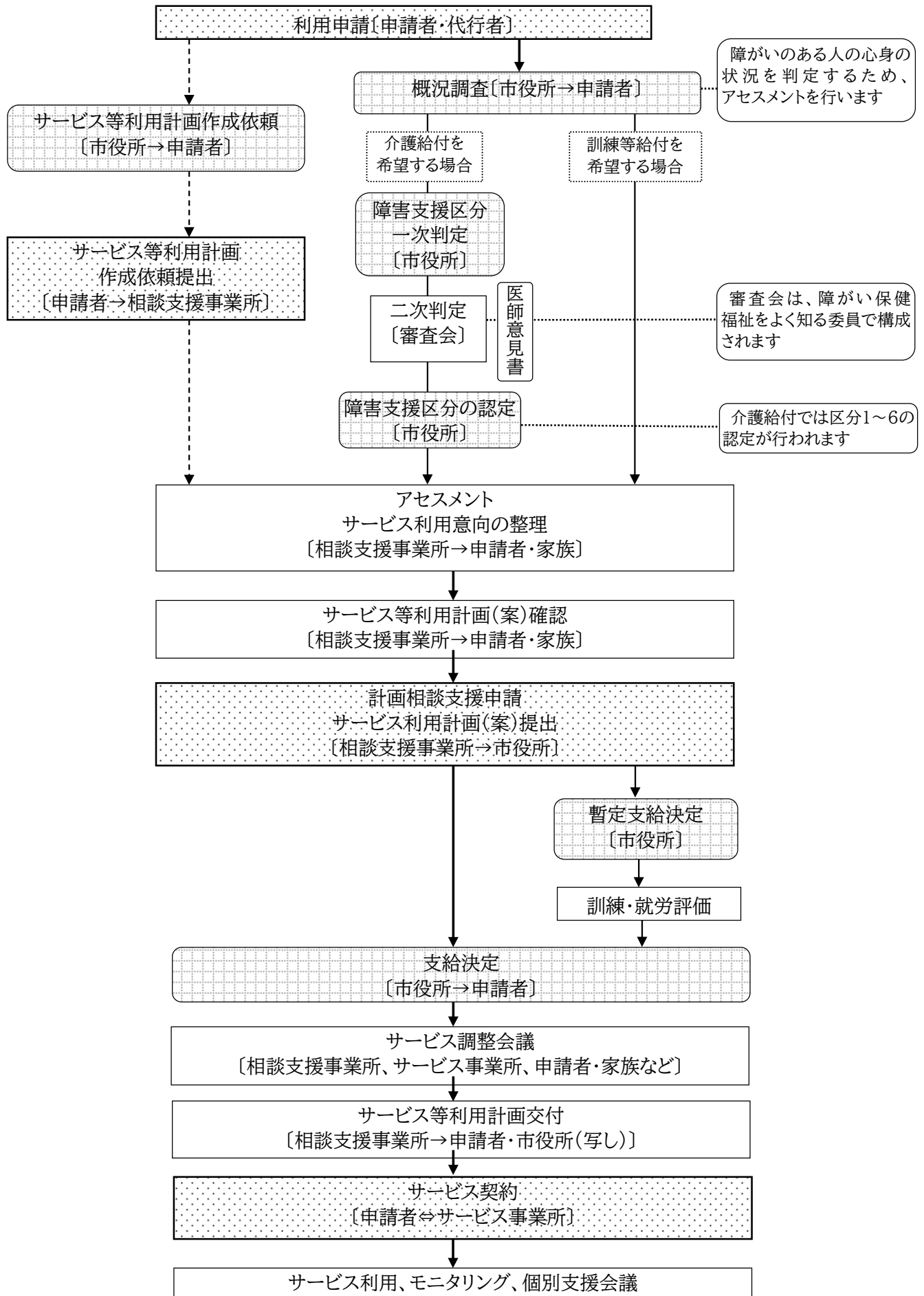
- ・障がいのある方
- ・難病の方
- ・高齢者
- ・妊娠中の方
- ・傷病の方

【問合せ先】臼杵市福祉課 ☎0972-72-1060



障害福祉サービス 利用の手続き

■支給決定までの流れ



児童のための福祉施策

1. 児童手当

家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、児童を養育している人に手当を支給します。

◇対象者：0歳～高校生年代まで

◇支給額

児童の年齢	支給月額
3歳未満	15,000円
3歳以上高校生年代（第1・2子）	10,000円
第3子以降	30,000円

◇支給方法：口座振替（年6回）2月、4月、6月、8月、10月、12月

◇多子加算

大学生年代の子（18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子）が受給者の収入により日常生活の一部または全部を営んでおり、これを欠くと通常的生活水準を維持することができない場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」等の提出が必要となります。

例）受給者が子の大学等の授業料、家賃、生活費の仕送り等をしている場合

◇申請に必要なもの

- ・通帳（口座番号）
- ・健康保険証の写しまたは年金の加入証明書（厚生年金加入者）
- ・個人番号カード（個人番号がわかる書類）

2. 認可保育所・認定こども園への入所

病気や共働きなどの事情で、子どもの保育ができない方々の負担を軽減するために、認可保育所や認定こども園に入所させることができます。

◇入所基準

児童（乳幼児）の両親が労働又は疾病その他の理由で、児童を保育することができないと認められる場合。

◇認可保育所・認定こども園

施設名	所在地	電話番号	定員	備 考
かいぞえこども園	海添 93	0972-63-0129	60 名	私立認定こども園
海辺こども園	大浜 526-2	0972-62-3464	110 名	私立認定こども園
市浜こども園	市浜 361	0972-62-3229	90 名	私立認定こども園
臼杵中央こども園	臼杵 616-1	0972-62-3629	70 名	私立認定こども園
下南こども園	家野 1496	0972-62-3630	70 名	公立認定こども園
すみれこども園	友田 15	0972-63-5991	200 名	私立認定こども園
うすきこども園	福良 1775-5	0972-62-5663	100 名	私立認定こども園
野津こども園	宮原 3950-1	0974-32-3656	80 名	私立認定こども園
野津南保育園	野津市 563-1	0974-32-2283	30 名	私立認可保育所
認定こども園 アソカ幼稚園	江無田 408-9	0972-63-0807	50 名	私立認定こども園
認定こども園 カトリック臼杵幼稚園	臼杵 75-80	0972-62-3065	50 名	私立認定こども園

◇受付・お問合せ先

臼杵市こども子育て課 又は 各認可保育所・認定こども園

◇保育料

令和5年4月より完全無償化（すべてのこどもについて、保育料0円です。）

3. 子育て支援

(1) 病児・病後児保育

0歳～小学校6年生までの児童で病気のために集団生活が困難であり、保護者が仕事や用事等で保育できない場合に、病児保育施設「とんぼ」（とうぼ小児科）にて、保護者に代わり保育・看護を行います。

◇利用料利用先

- ・ 1日 1,500 円（2日目以降 1,000 円） 半日 1,000 円 ※昼食代含む。
 - ・ 兄弟姉妹で同日に利用する場合は、2人目以降は1日 1,000 円です。
- ※生活保護受給世帯・市民税非課税世帯は免除

◇利用先

- ・ 病児保育施設「とんぼ」（とうぼ小児科医院） ☎0972-63-5811

◇送迎支援

臼杵市内に住所を有し、臼杵市内の保育所等に通う小学校就学前の児童を対象に送迎支援を行っています。病児保育室の看護師または保育士がタクシーを利用し、保育所等にこどものお迎えに行きます。タクシー利用料の保護者負担上限額は 500 円です。

◇その他

臼杵市外の病児・病後児保育室を利用した場合、保育料から 1,500 円を差し引いた額を臼杵市が助成する制度もあります。生活保護受給世帯・市民税非課税世帯は、1,500 円についても助成対象額としています。

【問合せ・申請先】 こども子育て課 ☎0972-72-1085

(2) 地域子育て支援拠点施設

子育て家庭等に対する育児の悩み、不安等についての相談指導、子育て等に関する講習、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。

◇連絡先

施設名	所在地	電話番号
ウスキッズ	海辺 526 番地の 2	0972-62-3464
子育て支援「あのね」	大野字友田大西 7 番地の 1	0972-63-7343
よいこのへや	江無田 1343 番地 1	0972-83-4415
子育て支援センター童	野津町大字吉田 3026 番地	0974-32-3070

児童のための福祉施策

(3) 児童クラブ

昼間仕事などで保護者が家にいない家庭の小学校児童等に対し、身近な社会資源を利用して適切な遊び及び生活の場を与える児童クラブなどの事業を実施し、地域での児童の健全育成に努めています。

(4) 臼杵市ファミリー・サポート・センター事業 ☎070-4087-1591

ファミリー・サポート・センター事業とは、子育ての手助けができる方(提供会員)と、子育ての手助けが必要な方(依頼会員)が、育児の相互援助活動を行う会員組織です。センターは「よいこのへや」に置き、会員間の調整・連絡等を行います。

こんなときにご利用ください！ ※利用するためには会員登録が必要です。

- ・ 保育園・幼稚園等への送迎
- ・ 保育施設の開始前、または終了後の預かり
- ・ 冠婚葬祭や学校行事、その他外出の際の預かり
- ・ 保護者が病気のときの預かり など

◇利用料：こども1人1時間あたり

活動日	活動時間	料金
月曜日から金曜日まで (祝日を除く)	午前7時から午後7時まで	500 円
	上記以外の時間	600 円
土曜日、日曜日、祝日		600 円

※年末年始の12月29日～1月3日は活動しません。

(5) その他の支援

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病、出産、冠婚葬祭、育児疲れ、夜勤等で子どもの養育が一時的に困難となった場合等に児童福祉施設等においてこどもの養育・保護を実施します。

○ショートステイ : 短期入所(7日以内)

○トワイライトステイ : 夜間預かり

※佐伯市、大分市、別府市にある児童養護施設等です。

※上記の施設のほかに臼杵市内の里親さん宅でお預かりすることができます。

② 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安又は負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の福祉の向上を図るため、訪問支援員が家庭を訪問し、家事援助、育児援助を実施します。

○家事援助・・・掃除、洗濯、調理等

○育児援助・・・授乳、おむつ交換、入浴介助等

③ 子育て応援ネット

支援が必要と認められる児童のいる家庭に対して、2週間に1回の頻度で訪問し、食料や日用品をお届けします。生活状況の改善に向けて、一緒に考え、対応していきます。

4. 家庭児童相談室

こども子育て課（ちあぽーと）では、家庭児童相談員を配置し、こども及びその保護者に関する相談に応じています。相談対象となるお子さんの年齢は18歳未満の方で、相談は無料です。学校などをはじめ色々な機関と連携して問題解決の道をさがります。

お子さんのことでお悩みの方、1人で悩まずにお気軽にご相談ください。

※家庭訪問や相談対応によって、不在の場合がありますので、事前に電話でご確認願います。

◇相談窓口：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時

◇相談場所：臼杵市こども子育て課（ちあぽーと内）の相談室

5. 子育て支援コーディネーター

妊娠から出産後までのお母さん・お父さんの保育に関する困りや不安などの相談に、看護師や保育士の資格を持った「子育て支援コーディネーター」が応じ、それぞれに合ったサービスを提案させていただきます。

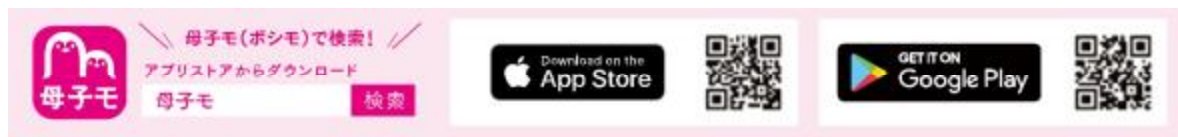
【問合せ先】臼杵市こども子育て課 ☎0972-72-1085

6. 臼杵市版電子母子手帳アプリ「ちあほっと」

プレママから子育て中のご家庭まで、幅広く子育て情報を発信します。

「ちあほっと」アプリでは、お子さんの情報を登録することで成長に応じた記録や予防接種を管理することができます。「うすき石仏ねっと」とつながると、医療機関や臼杵市が管理する予防接種、乳幼児健診結果（身長、体重、頭囲、胸囲）の情報も受け取ることができます。

◇アプリストアからダウンロード



7. 産後ケア事業

臼杵市内に住民票がある生後1歳未満の赤ちゃんとお母さんで産後ケア事業を必要とする方を対象に、安心して子育てができるように『産後ケア事業』を行います。

県内の産科医療機関・助産所・自宅等において、助産師等から宿泊型（お泊り）、デイサービス型（日帰り）、訪問型の産後ケア（お母さんの身体や赤ちゃんのケア、授乳指導・育児相談など）を受けることができます。

◇利用期間および利用料

サービスの種類	利用時間	利用単位 (1回)	自己負担額		利用 上限	その他
宿泊型	午前10時～ 翌日午前10時	1泊2日 3食付	1～5回目	500円	あわせて7回まで	・施設の利用状況でご希望通りにいかない場合があります。 ・おむつ代、ミルク代などは利用料金に含まれません。 ・市外の産後ケア実施施設を利用する場合、食事代が実費になります。
			6回目以降	3,000円		
デイサービス型	午前10時～ 午後4時	1日1食	1～5回目	0円		
			6回目以降	1,500円		
訪問型	概ね午前10時～ 午後5時の間	2時間程度 (多胎は3時間)	1～5回目	0円		・市外助産師を希望される場合、別途交通費が1,000円かかります。
			6回目以降	1,000円		

※多胎児の場合も自己負担額は変わりませんが、実費代はかかります。

※生活保護世帯・非課税世帯は無料です。

【問合せ先】 臼杵市こども子育て課 ☎0972-72-1086

8. 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具給付事業（市事業）を行います。給付できる用具は、疾病の内容や程度によって異なります。

◇小児慢性特定疾病児童等日常生活用具一覧

種 目	対 象 者
便器	常時介護を要する者
特殊マット	寝たきりの状態にある者
特殊便器	上肢機能に障害のある者
特殊寝台	寝たきりの状態にある者
歩行支援用具	下肢が不自由な者
入浴補助用具	入浴に介助を要する者
特殊尿器	自力で排尿できない者
体位変換器	寝たきりの状態にある者
車椅子	下肢が不自由な者
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 （在宅以外（入院中又は施設入所）を含む。）
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者
クールベスト	体温調節が著しく難しい者
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、 がんや神経障害を起こすことがある者
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した者 （在宅以外（入院中又は施設入所）を含む。）
ストーマ装具（畜尿袋）	人工膀胱を造設した者 （在宅以外（入院中又は施設入所）を含む。）
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者
チューブ型包帯	包皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者

【問合せ先】 臼杵市こども子育て課 ☎0972-72-1086

1. 児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭など）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、18歳に達する日の年度末までの児童（一定の障がい等を有する場合は20歳未満）を監護・養育する人に支給される手当です。（所得制限あり。）

◇対象について

- ・支給要件に該当する児童を監護する母又は父
- ・父母以外の者で支給要件に該当する児童を養育する養育者

◇支給方法・支給額

受給資格者が監護・養育する児童の数や、受給資格者本人又は扶養義務者の所得等により、支給額が決められます。

- 児童1人目
：全部支給 48,050 円（月額）（R8.4～）
一部支給 48,040 円～11,340 円（月額）（R8.4～）
- 児童2人以降1人につき：全部支給 11,350 円（月額）
一部支給 11,340 円～5,680 円（月額）

※所得額が限度額を超える場合は、支給停止となります。

◇支給月（年6回）1月、3月、5月、7月、9月、11月

◇毎年1回（8月）現況届提出

※申請を希望される方は、こども子育て課までお問合せください。

※上記手続きは、ご本人のみ申請・受付が可能となっています。ご注意ください。

2. ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、医療費の自己負担分を助成します。（所得制限あり。）なお、親については一部負担が必要です。

◇対象者

- ①ひとり親で、18歳に達する日の年度末までの児童
- ②父母のいない児童
- ③ひとり親家庭の親

※申請を希望される方は、こども子育て課までお問合せください。

3. 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付制度

大分県では、ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を支援するため、各種資金を貸し付けます。

◇貸付金の種類

こどもの就学支度資金、修学資金、就職支度資金、修業資金、生活資金等

◇償還の方法

月賦、半年賦又は年賦による元利均等償還（繰り上げ償還可能）

※対象者については条件等がありますので、貸付を希望される方はこども子育て課までお越しください。

4. 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭や寡婦の方の相談相手となり、経済上の問題やこどもの養育、生活上の悩み、あるいは母子・父子・寡婦福祉資金の利用等あらゆる相談の助言や指導を行い、必要に応じ家庭訪問指導を行います。

臼杵市では、市民が生涯を通じて健康づくり・生きがいづくりに取り組める環境を大切にし、生活習慣病の予防改善や身体能力の維持向上などにより「高齢になっても介護が必要のない生活」を送っていただくことが「高齢者のための福祉施策」と考え、高齢者支援課が所管しています。

1. 家族介護支援事業

(1) 家族介護用品の支給

在宅でねたきりの要介護高齢者を介護している家族に介護用品購入のための補助券を交付します。

◇対象者

介護保険の要介護度4又は5と認定された高齢者を介護している家族でその家族の世帯全員と要介護高齢者の市民税が非課税の世帯

◇対象品目

紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、口腔用スポンジ、使い捨てエプロン

◇助成限度額：年額 75,000 円（補助券 12 枚）を限度とします。

◇申請に必要なもの

- ・印鑑（自署の場合は不要）
- ・介護保険被保険者証の写し

(2) 家族介護慰労事業

常時高齢者を介護している家族等に対して、慰労金を支給します。

◇対象者

要介護4又は5に相当する方で、過去1年間介護保険サービス（年間1週間程度のショートステイ・福祉用具レンタルの利用、又は3か月未満の入院を除く）を受けなかった高齢者を現に介護している市民税非課税世帯の家族及び要介護高齢者

◇助成限度額：年額 100,000 円を限度とします。

(3) 認知症家族支援プログラム・家族のつどい

認知症の方を介護している家族が、認知症に関する理解を深め、同じ悩みをもつ仲間と自由に話し合える場を提供します。

臼杵市の委託事業として、「(社) 認知症の人と家族の会」が実施します。

高齢者のための福祉施策

(4) 白杵市高齢者等 SOS ネットワーク

地域で高齢者等の「行方不明」等の事案に対応できるよう、警察や消防等の関係協力機関によるネットワークづくりを進めています。

徘徊の恐れのある高齢者等の名前や特徴、写真などの情報を事前登録しておくことで、行方不明になった場合、速やかに捜索活動を行うことができます。

◇対象者

- ・ 白杵市に住所を有する方
- ・ 認知機能の低下により行方不明のおそれのある方

(5) 高齢者等 GPS 機器利用支援事業

GPS 機器による位置情報検索サービスを利用する高齢者等を介護している家族等に対し助成を行います。

◇対象者：白杵市高齢者等 SOS ネットワークに登録されている方

◇補助対象額：10,000 円を上限とします。

※補助対象経費は GPS 機器を利用して位置情報を確認できるサービスを導入時の初期経費。

(6) 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症の方の事故やトラブルによる損害を補償する個人賠償責任保険に無料で加入することができます。

◇対象者

- ・ 白杵市高齢者等 SOS ネットワーク登録者
- ・ 在宅生活をしている方（施設入所者を除く）
- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa 以上または医師の診断により加入が必要と認められる方

※個人で同様の個人賠償責任保険に加入している場合は対象外

◇保険適用期間：申請の翌月から3年間（※3年間を過ぎると自動廃止）

2. 地域自立生活支援事業

(1) 配食サービス

栄養改善が必要な高齢者等に、週1～3回（昼もしくは夕食時）を上限として、食事をお届けし状況を把握します。

◇対象者

- ・ おおむね 60 歳以上のひとり暮らしの虚弱な高齢者。
- ・ 高齢者のみの世帯、身体障がい者のみの世帯、またはこれらに準ずる世帯で、調理を毎日行うことが困難な世帯

◇費用負担：1 食あたり 500 円

◇申請に必要なもの

- ・ 印鑑（自署の場合は不要）
- ・ 不在の場合の協力員 2 名

◇「計画書」を作成する必要があります。

- ・ 計画的にサービスをお届けするため、サービスを受ける前に計画書を提出していただきます。介護認定を受け要介護の方、要支援の方と事業対象者の方は、担当ケアマネジャーが、それぞれ作成する「ケアプラン」を提出していただきます。介護認定を受けていない方は、市の調査員が「配食サービス調査票」を作成します。

3. はり・きゅう・あんま施術料の助成

白杵市在住で、70 歳以上の高齢者が、はり・きゅう・あんまの施術を受けた経費の一部を助成します。

◇助成額

- ・ 施術 1 回につき 600 円
- ・ 利用券（年間 24 枚）を支給

◇申請に必要なもの

- ・ 印鑑（自署の場合は不要）
- ・ 本人確認書類（マイナンバーカードなど年齢の確認できるもの）

◇その他

- ・ 本人又は同一世帯以外の方が申請する場合は、対象者の本人確認書類及び委任状が必要です。

4. 緊急通報装置の設置

高齢者や身体が弱い者に緊急通報装置を貸与することで、緊急時に受信センターのある消防署や協力員等が連携して、迅速かつ適切な対応を図ります。

◇対象者

- ・ 65 歳以上のひとり暮らしの虚弱な方
- ・ ひとり暮らしの重度身体障がい者
- ・ 高齢者のみの世帯で、ひとりが寝たきり又はふたりとも身体虚弱の状態にある世帯
- ・ NTT 回線の固定電話を利用されている方

◇料金：機材費・使用料金は不要。設置料は個人負担（生活保護世帯は免除）。

◇申請に必要なもの

- ・ 印鑑（自署の場合は不要）
- ・ 緊急通報協力員 3 名

5. 日常生活用具給付

介護保険法上の要介護状態区分が要支援 2 以上のひとり暮らしの高齢者で、身体上又は精神上的の障害があり日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、日常生活の便宜を図るため日常生活用具を給付します。（前年所得税課税年額に応じた費用負担があります。また、取付時に追加工事が必要な場合は工事費を負担していただきます。）

◇品目：火災報知器、自動消火器、電磁調理器

◇申請に必要なもの：印鑑（自署の場合は不要）

6. 敬老祝品・敬老週間のサービス・金婚式祝品贈呈

（1）敬老祝品の配布

市内在住の 100 歳の誕生日を迎えられた方に市より表敬訪問して紀寿祝品を手渡します。満 100 歳を超えた方には 9 月中に、祝品を配布します。

（2）敬老週間のサービス

市内指定のお店の利用料や施設の観覧料が割引、無料になります。利用する際はマイナンバーカードなど（年齢確認できるもの）を必ず提示ください。

（3）金婚式祝品贈呈

市内に住所を有し、結婚後 50 年を迎える夫婦に対し慶祝状と記念品を贈呈します。

◇対象者：その年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）に結婚後 50 年を迎える夫婦

7. 老人クラブ助成事業

現在、市内に 67 の老人クラブ（約 1,800 人）が社会奉仕活動、教養講座、健康増進運動に活躍しています。この老人クラブに国、県、市で活動費の助成を行い、活動を促進しています。

◇事務局：臼杵市老人クラブ連合会（臼杵市社会福祉センター内）☎0972-64-0123

8. 在宅高齢者住宅改造費の助成

高齢者が居宅において生活するために必要な住宅設備を改造する費用の一部を助成します。

◇対象者

- ・市内に 1 年以上住所を有する方
- ・住宅改造が必要と認められ、要支援又は要介護と認定された在宅高齢者がいる世帯、または、高齢者のみの世帯及び住宅改造が必要と認められる 75 歳以上の高齢者がいる世帯
- ・世帯の生計中心者の前年度の所得金額が 200 万円未満の世帯

◇補助対象限度額

「介護保険の適用なし」600,000 円（補助額上限は 400,000 円）

「介護保険の適用あり」400,000 円（補助額上限は 266,000 円）

◇個人負担割合：生活保護世帯・・・なし（公費負担 全額）

その他の世帯・・・1/3（公費負担 2/3）

例）100 万の工事で、介護保険の適用がない場合。

総工事のうち、補助対象となる改造費について、60 万円を限度とし、そのうち 2/3 を県と市で補助する。残りは自己負担。

◇申請に必要なもの

- ・改造工事見積書
- ・見取り図（改造前・後）
- ・写真（改造前）

◇その他

- ・改造する経費について介護保険の住宅改修費の給付がある場合は、その額を除きます。
- ・大分県と臼杵市で補助する事業であり、最終決定は県が行います。**審査に時間を要し、緊急の改造に対応できないため、必ず事前にご相談ください。既に着工・完了している場合は受理できません。**
- ・募集期間（市報でお知らせ）があり、締切次第終了となります。

9. 顕彰事業（所管課：福祉課）

白杵市社会福祉大会において市長表彰します。

◇明るい高年賞

- ・ 65 歳以上の高齢者で、人格円満であり地域社会において社会奉仕活動を地道に続け、地域 住民に敬愛されている人

◇優良老人クラブ賞

- ・ 地域福祉の向上に努めるなど、積極的な活動を行い他の模範となる老人クラブ

◇地域福祉推進功労賞

- ・ 地域福祉の推進向上に寄与した個人又は団体

10. 養護老人ホームへの入所

おおむね 65 歳以上の方で、次の要件のいずれにも該当する場合、「白杵市安生寮」等の養護老人ホームへの入所を申し込むことができます。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とする場合は、入所の申し込みはできません。入所判定委員会により、要否の判定を行います。

◇環境上の事情

- ア 入院加療を要する病態でないこと。
- イ 家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であること。
- ウ 自力歩行（シルバーカー・杖使用含む）が出来る状態であること。

◇経済的な事情

対象者の世帯および対象者の生計を維持している者が市町村民税の所得割を課税されていないこと。

11. 介護予防事業

高齢者が要介護状態又は要支援状態となることを予防する事業です。

（1）介護予防普及啓発事業

◇対象者：65 歳以上で主として元気な高齢者の方とそれを支援する方

◇内容

- ・ 地域の高齢者の集まり（サロン、老人クラブ等）、ふれあい交流会において健康相談や介護予防のための講話を行います。
- ・ 高齢者の運動機能向上、認知症予防、栄養改善、うつ予防、口腔機能の向上といった内容の講座や実技等の教室をほっと館で開催します。

高齢者のための福祉施策

(2) 介護予防サポーター養成講座

◇対象者：養成講座受講後、サロン等の地域の集まりで活動できる方

◇内容

地域が開催する健康教室などの介護予防活動の際に、運動指導などの指導をしていただく人材を育成するための講座を開催します。

(3) 白杵市お達者長生きボランティア制度

白杵市に住所を有する65歳以上の方が、介護保険適用施設・障がい者施設・学校施設・保育施設・自治会や地域振興協議会などでボランティア活動を行った場合にポイントを付与し、ポイント数に応じて現金や商品券に交換できる制度です。

高齢者がボランティア活動を通じて、地域貢献することを支援し、生き生きとした地域社会を作るとともに、高齢者自身の介護予防及び健康増進を図ります。

◇受入施設等

介護保険適用施設、障がい者施設、小中学校、幼稚園、保育所、自治会、地域振興協議会、その他市長が認めた施設 など

◇主な活動内容（※ただし、謝礼を貰っている場合は対象外）

- ①レクリエーション等の指導及び参加支援
- ②お茶出し、食堂内の配膳・下膳、シーツ交換等の補助
- ③散歩、外出又は屋内移動の補助
- ④模擬店、会場設営、芸能披露等の行事手伝い ⑤話し相手、傾聴等
- ⑥本、絵本、紙芝居等の読み聞かせ ⑦登下校時の見守り、声掛け等
- ⑧伝統芸能等の講師（昔の遊び、農業、技能指導等）
- ⑨施設内外の清掃（ゴミ拾い、草取り等）
- ⑩各種行事の手伝い（年中行事の補助） ⑪各種行事の講師（講話、指導等）
- ⑫防災に関する手伝い など

◇活動実績の把握：受入施設等がボランティア手帳に承認スタンプを押印
（1時間につきスタンプ1個、1日2個限度）

◇評価ポイントの付与：スタンプ1個につき100ポイントを付与

◇評価ポイントの転換

①100ポイント（スタンプ1個）につき100円を交付

②交付方法は現金又は商品券

〈現金〉上限を年間5,000円とし、ポイント分交付

〈商品券〉5,000ポイント以上の方のみ

・白杵市商店街 : 5,500円交付

・野津商工会加盟店：5,000円・白杵市商店街分500円

合計：5,500円交付

◇その他：介護保険料の未納又は滞納がある方は交付できません。

12. 成年後見制度利用支援事業

後見人報酬等の必要経費について助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難と認められる場合、経費に対する助成を行います。

13. 臼杵市地域包括支援センター

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、さまざまな面から総合的に支えるための機関です。

高齢者のみなさんや、高齢者を介護している家族の方に、介護に対する相談や心配ごと、健康、福祉、医療や生活に関することについてアドバイスしたり、必要に応じて適切なサービスや制度につなげたりします。

平成 20 年 4 月から、市の委託を受けて臼杵市医師会地域包括支援センターコスモスが事業を行っています。

◇臼杵市医師会地域包括支援センターコスモス

臼杵市大字戸室字長谷 1131 番 1（臼杵市医師会率コスモス病院 正面玄関横）

☎0972-63-6250

◇臼杵市医師会地域包括支援センターコスモス野津事務所

臼杵市野津町大字野津市 171 番地

☎0974-24-3200

【問合せ先】 臼杵市高齢者支援課 ☎0972-63-1111

1. 豊の国ねんりんピック

高齢者を中心とする大分県民の健康と生きがいの高揚を図るとともに、地域間・世代間交流を通じてふれあいと活力のある長寿社会づくりを推進するため、毎年秋に大分スポーツ公園ほかで、大分県が主催となって開催されます。

◇事務局

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 地域福祉部 長寿いきいき班
大分市大津町2丁目1番41号 県総合社会福祉会館内

1. 総合相談事業（各種専門相談事業）

心配ごとや悩みごと・福祉全般等についての相談や、司法書士相談、心の専門相談など、日常生活上の様々な一般相談に応じています。

2. 日常生活用具等の貸与

高齢者や障がい者で日常生活に支障をきたしている方に、電動ベッド・車椅子・入浴補助用具・ポータブルトイレ・歩行器等の日常生活用具を貸与しています。

3. さわやかサービス事業

「ちょっとした困りごと」があった時、ひとり親世帯や介護保険制度が利用できない世帯、一時的にお困りの世帯の方々へ生活支援サービスを行っています。

家事・介護の支援や通帳類の一時預かりのサービスをしています。

4. 福祉サービス利用援助事業 [日常生活自立支援事業] (あんしんサポート事業)

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が十分でない方々の日常的な金銭管理や書類等の預かりなどのサービスを社会福祉協議会が行います。

5. 白杵市市民後見センター事業

認知症や障がいのため判断能力が低下し、金銭などの財産管理が出来なくなったり、福祉サービスが必要な方に対して、成年後見制度を活用し、財産管理や身上監護を中心とする権利擁護サービスを行っています。

6. 生活福祉資金等の貸付

障がい者世帯、高齢者世帯、低所得世帯で一時的に生活等でお困りの方に、福祉資金、教育支援資金、緊急小口資金等の貸付を行っています。

7. 臼杵市生活困窮者自立支援事業

生活保護には陥っていないものの、生活に様々な課題を抱えている方（未就労、金銭問題、ひきこもり、ニート等）に対して、自立した暮らしが出来るように支援員が寄り添い、就労準備支援や就労訓練、家計相談支援を行っています。

8. ボランティアセンター事業

ボランティアの登録や派遣調整、ボランティア活動・行事保険等の手続きを行っています。

9. さわやか電話サービス

ボランティアの方が、臼杵市社会福祉センターから、一人暮らしの高齢者等に定期的に電話をかけます。安否確認や寂しさ、不安感の解消等を目的に行っています。

10. 高齢者サロン活動支援事業

高齢者が自発的な介護予防の取り組みができるように支援し、高齢者の生きがい、健康づくり及び社会参加を促進する地域の拠点づくりを行っています。

【問合せ先】社会福祉法人臼杵市社会福祉協議会

<臼杵事務所> ☎0972-64-0123（代表）
介護保険 : ☎0972-64-0133
後見センター : ☎0972-62-4488
生活困窮者自立支援 : ☎0972-83-5120

<野津事務所> ☎0974-32-7759

<ホームページ> <http://usuki-shakyo.jp/>